



柏市公共下水道事業受益者負担条例の見直し

令和8年5月26日

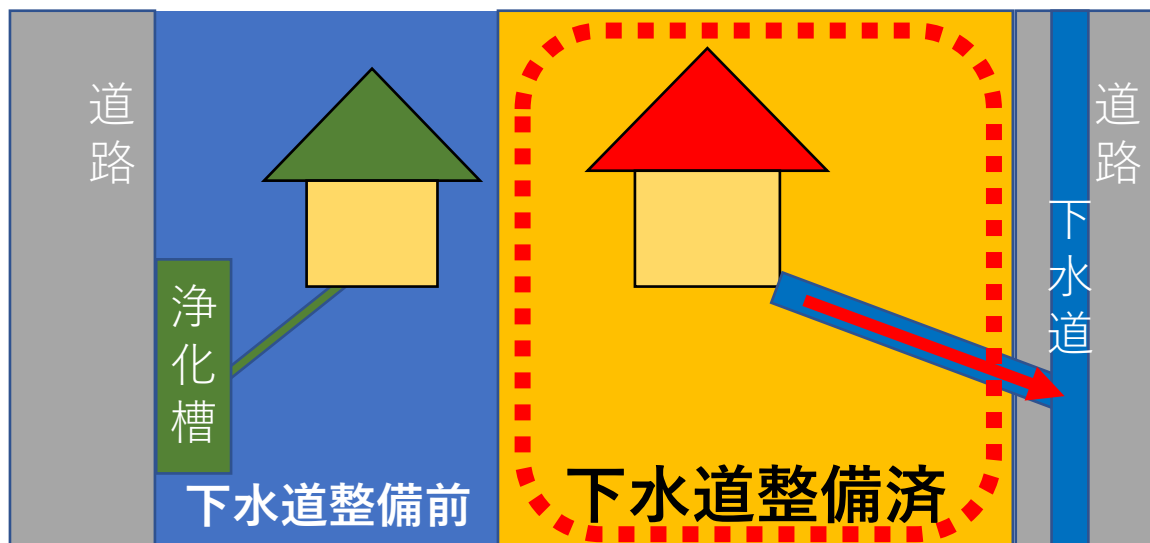
柏市上下水道局 料金課

- 1 公共下水道事業受益者負担金制度について
- 2 現状の課題
- 3 課題解消に向けた条例の見直し(令和8年度予定)
- 4 今後のスケジュールについて

1 公共下水道事業受益者負担金制度について①



公共下水道が整備されることにより、未整備地区に比べて**利便性・快適性**が著しく向上し、**資産価値の上昇**が見込まれます。



1 公共下水道事業受益者負担金制度について②



一方で、下水道の整備費は補助金や借入金のほか、市全体の徴収金（現在から将来にわたる下水道使用料）でまかなわれております。公共下水道整備の利益を受ける地域とそうでない地域との **地域による差**が発生します。

1 公共下水道事業受益者負担金制度について③



受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されることにより利益を受けると、未整備地域の人との**負担の公平性**を図るために、その利益を受ける地域のみなさまに、「**受益者**」として、下水道建設事業費の一部を御負担していただく制度となります。

1 公共下水道事業受益者負担金制度について④



利益を受ける人のパターン

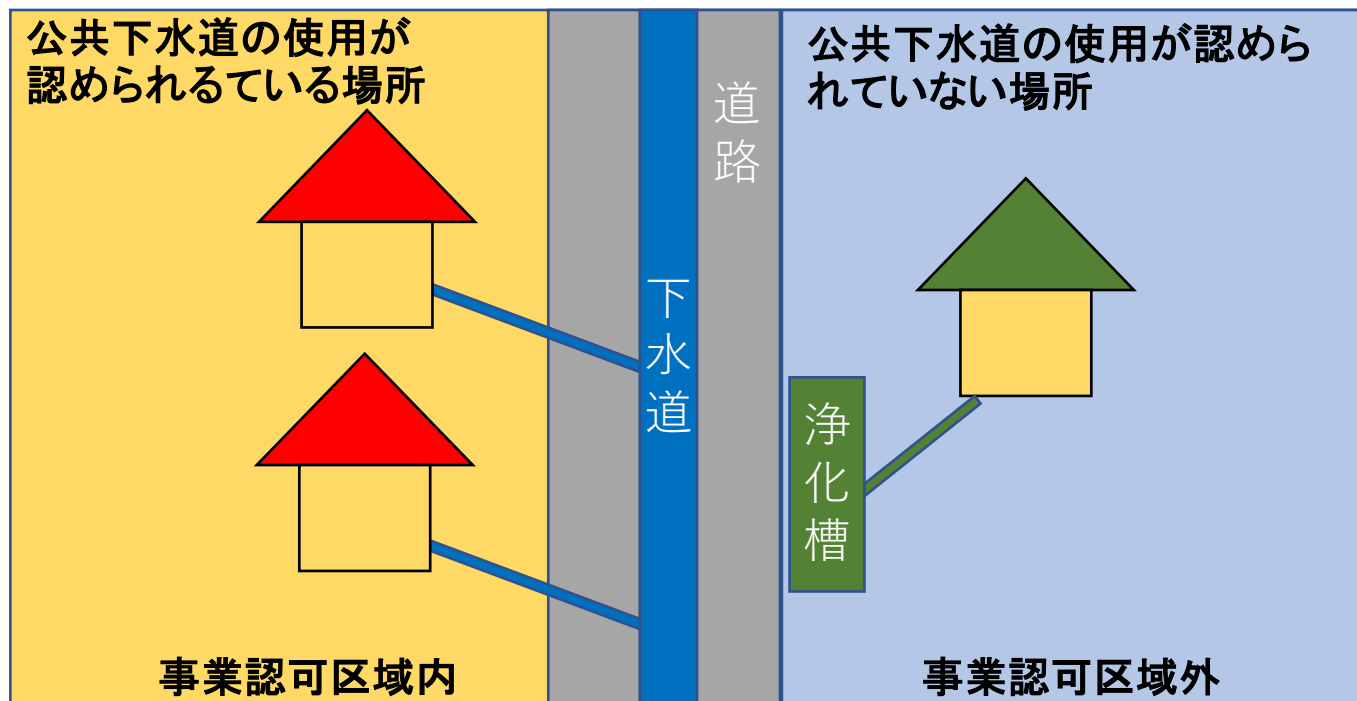
	対象者 (利益を受ける人)	支払義務
パターン① (区域内)	・公共下水道が整備され、 供用開始の告示が行われ た 認可区域内の方	・公共下水道への接続義務が生 じ、受益者負担金の支払い義務 も発生
パターン② (区域外)	・供用開始区域との境界 (認可区域外)に位置し、 公共下水道の 使用が認め られた方	・認可区域外の方が接続を希望 する場合、その方の申請により 柏市が許可 し(※要件有り)、公 共下水道への接続により、受益 者負担金の支払い義務が発生

1 公共下水道事業受益者負担金制度について⑤



利益を受ける人のパターン

公共下水道の使用が認められている場所と認められてない場所の境界においては、制度上認められていない場所であっても、柏市の許可により、公共下水道への使用が認められる場合があります。

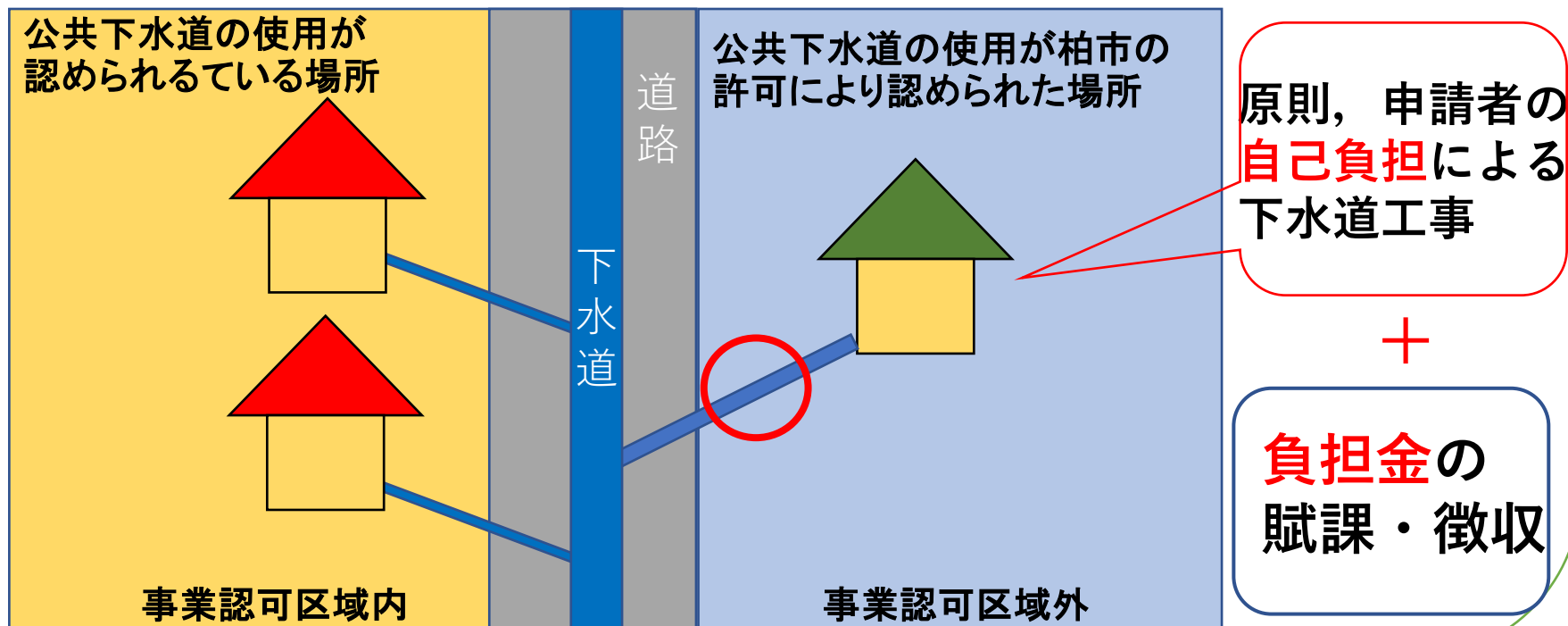


1 公共下水道事業受益者負担金制度について⑤



利益を受ける人のパターン

公共下水道の使用が認められている場所と認められてない場所の境界においては、制度上認められていない場所であっても、柏市の許可により、公共下水道への使用が認められる場合があります。



1 公共下水道事業受益者負担金制度について⑥



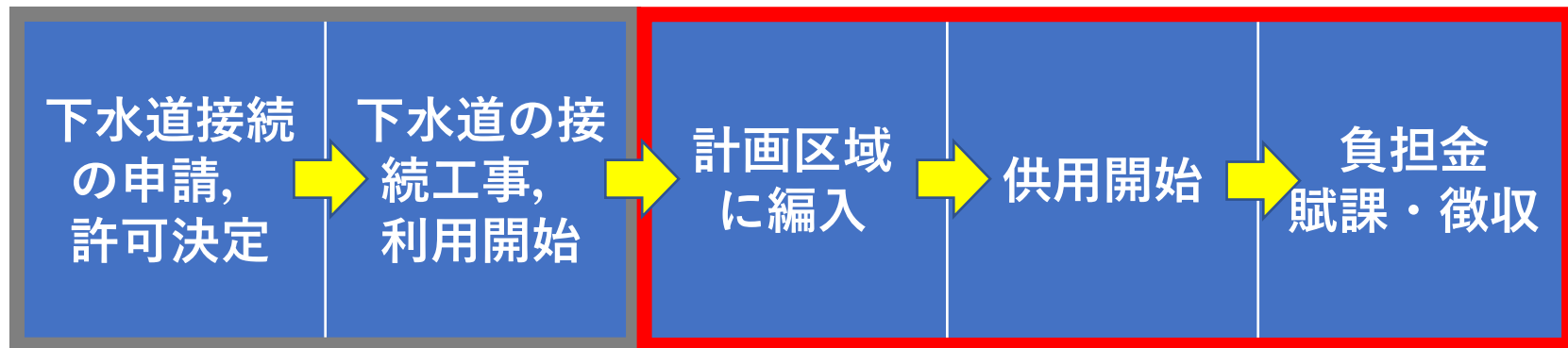
事業認可区域外からの接続許可件数

令和6年度	3件
令和5年度	6件
令和4年度	2件

2 現状の課題①



課題：複数年のタイムラグが発生



ここまではすぐに実施可能
(半年～1年程度)

関係機関との調整や手続きに時間を要する
(3年～4年ほど)

申請から賦課まで、3～5年の時間を要する

2 現状の課題②



供用開始とは、

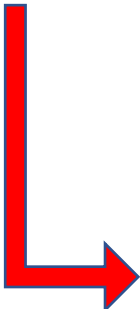
下水道法第9条の規定が適用されることをいい、公共施設（公共下水道）の利用が可能となったことを意味します。

供用開始 ⇒ 下水道接続

事業認可区域外における供用開始は、

下水道の接続（公共下水道の利用）が先行し、後から下水道法の適用（供用開始）が行われます。

下水道接続 ⇒ 供用開始

 手続きに時間を要するため、課題が生じております。

2 現状の課題③



下水道の接続申請時から時間が経過してしまうと…



- ①相続により代替わりをした際に，当初の負担金に対する理解が薄れる。
- ②売買に伴い，接続当時と賦課時点の所有者が異なり，実態の把握が難しくなる。
- ③法人における経費の計上年度が煩雑になる。
など…

3 課題解消に向けた条例の見直し(令和8年度予定)①



令和8年度 条例改正案

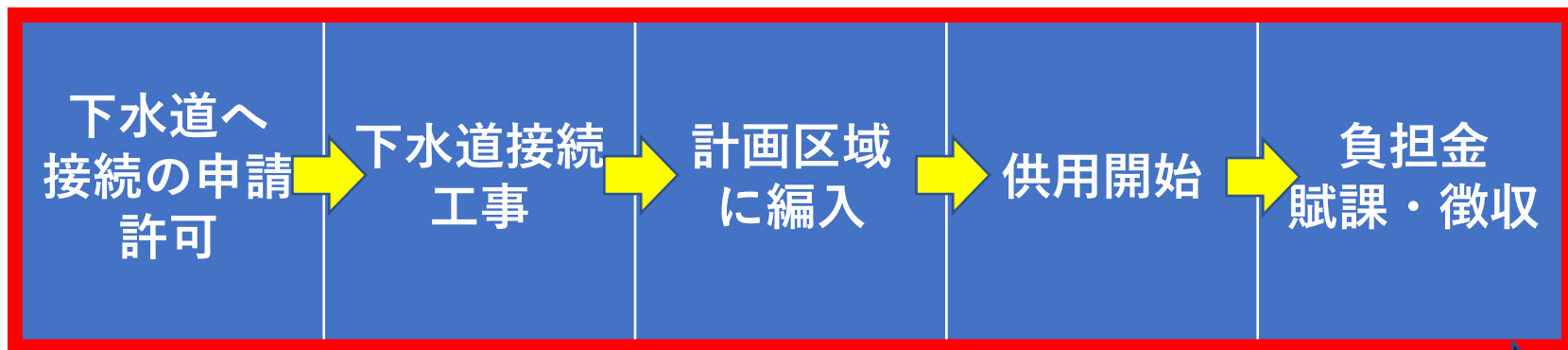
	改正前 (現在の運用)	改正後
根拠法令	都市計画法第75条	地方自治法第224条
名称	受益者負担金	受益者 分担 金
1平方メートル 当たりの単価	1,050円/m ²	1,050円/m ²
賦課・徴収時期 (接続申請から)	3~5年	1~2年

期間が大幅に短縮される

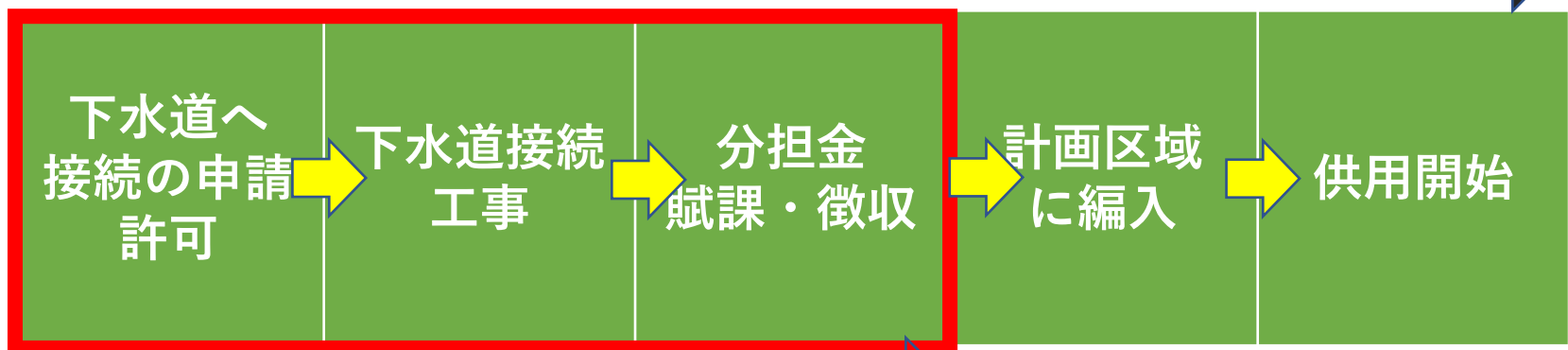
3 課題解消に向けた条例の見直し(令和8年度予定)②



現在の制度 (改正前)



3~5年の時間を要する



1~2年に短縮

新しい制度 (改正後)

3 課題解消に向けた条例の見直し(令和8年度予定)③



受益者分担金制度の導入市町村 (一部抜粋)

県内	県外
松戸市	水戸市
千葉市	つくば市
佐倉市	藤沢市

3 課題解消に向けた条例の見直し(令和8年度予定)④



ご審議いただきたいこと

受益者負担金の賦課に関し、従来の方式(負担金)に加え、

「分担金」として賦課できるようにすることで、接続申請から賦

課までの**期間短縮**を図り、円滑な受益者負担金制度の運用を

図ることについて、ご審議いただくものです。

4 今後のスケジュールについて



第1回審議会	第2回審議会	市議会上程予定	条例施行予定
R8年5月26日	R8年7月中旬頃	R8年12月頃	R9年4月1日
<ul style="list-style-type: none">・負担金制度の見直しについて諮問・審議	<ul style="list-style-type: none">・第1回審議会の振り返り，審議・答申（予定）	<ul style="list-style-type: none">・条例改正に関する議案を提出（予定）	-